

県の視点から見た地域の多様な取組



令和4年1月14日

高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課

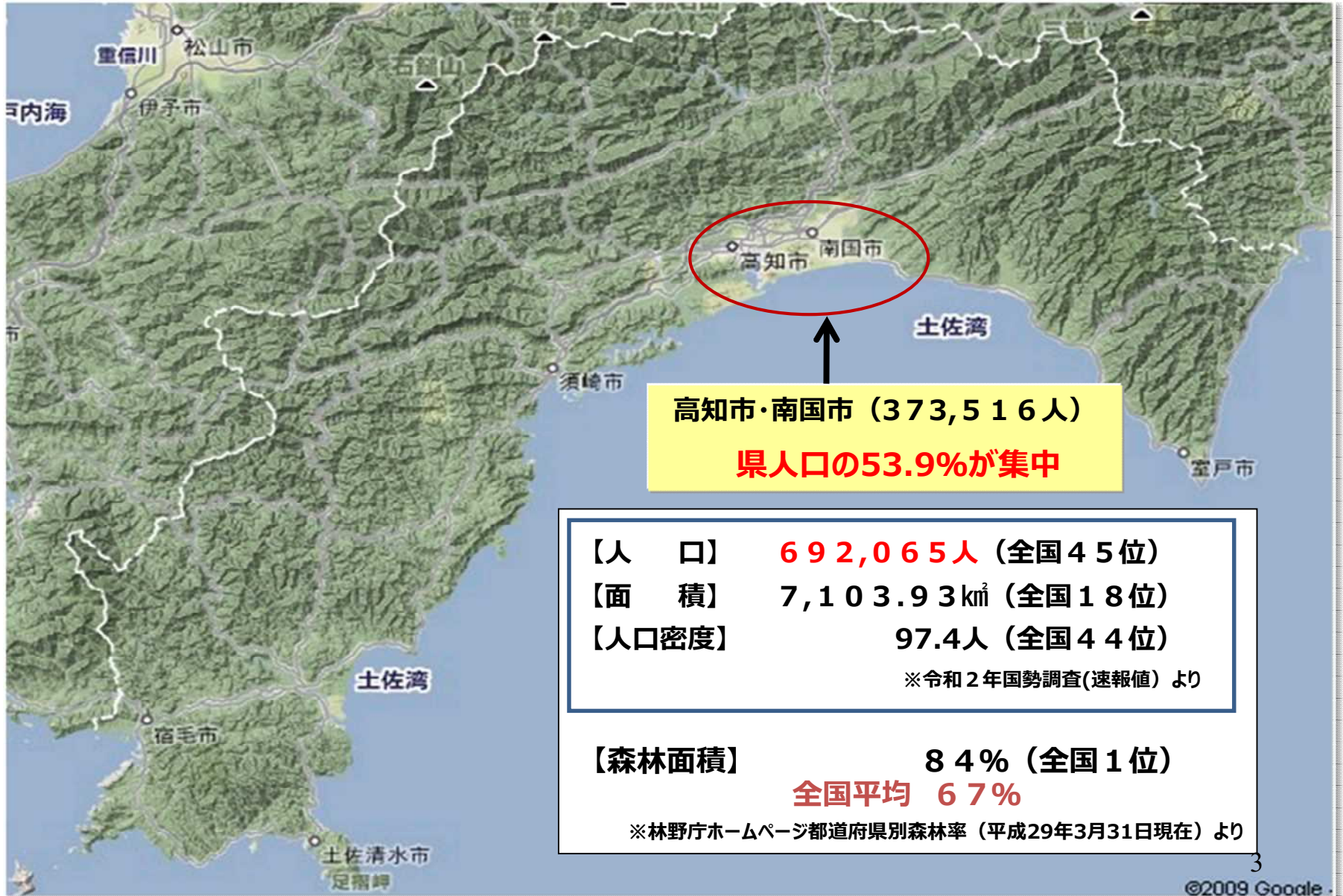


1

高知県の概要



高知県の現況



高知県の地形の特徴

◇山間部



V字型の地形（山・川・山）



農地に適した土地が少ない



家屋が斜面に点在し、集落を形成

◇海岸部



山と海との距離が近い



平地が少ない



地理的な条件が厳しく、工業立地に向かない ⇒ 一次産業中心の産業構造

中山間地域の概要

中山間地域とは

◆用語

農業センサス（統計調査）の4つの区分の中の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域の総称

◆運用上の定義

他の地域に比べ、地理的な条件などが不利な地域として、国が法律（地域振興立法5法）で指定し、必要な振興策を講じている地域（法律で明確な規定なし）

高知県の定義：地域振興立法5法の対象地域

- ①過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」 ②特定農山村法による「特定農山村地域」
③山村振興法による「振興山村地域」 ④半島振興法による「半島地域」 ⑤離島振興法による「離島地域」



面積 (km ²)			人口 (人)		
県全体	中山間地域	割合	県全体	中山間地域	割合
7,104	6,623	93.2%	728,276	285,379	39.2%

*平成28年度高知県集落調査より

県内34市町村のすべてが中山間地域を含む市町村

2

集落活動センター施策導入の経緯



集落実態調査（平成23年度）の結果

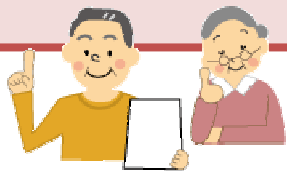
集落実態調査

①集落聞き取り調査

中山間地域等の50世帯未満の集落(1,359集落)を対象に、実際に地域に入り、集落の代表者から聞き取り調査の実施

②世帯アンケート調査

集落聞き取り調査を実施した集落の中から、各市町村と協議し、2～3集落を抽出して、アンケート調査を実施。
(109集落の20歳以上)



地域の実態、地域の方々が直面している課題

集落の状況

●将来、集落を維持できない

・集落が10年後に消滅している、衰退している…75.1%

●集落での共同作業やコミュニティ活動が継続できない、又は衰退している

・今後の集落の共同作業等が維持できない、わからない…66.9%

●人材の確保ができない

・リーダーがいない…25.8% ・後継者がいない…36.8%

生活

●日常生活に欠かせない生活物資の確保することが難しい

・生活用品の確保で困っている、課題がある…63.1%

●病院や役場などへの移動手段が確保できない

・60歳以上で運転していない人…40% ・移動手段がない又は不便…17.7%

●飲料水の確保することが困難になっている

・集落等で管理する施設を使用…40.9% ・施設維持が課題…52.7%

産業

●農林漁業の不振

・集落の基幹産業が衰退…85.2% ・産業振興に繋がる資源がない…72.1%

●基幹産業の後継者がいない

・集落の主となる産業の後継者がいない、わからない…77.1%

●耕作放棄地、手入れをしていない山林の増加している

・耕作放棄地がある…65.0% ・手入れされていない山林がある…69.4%

●野生鳥獣による被害の増加

・野生鳥獣による農林被害を受けている…94.3%

集落維持の危機

生活環境の悪化

産業の担い手不足と雇用の場の不足

中山間地域の厳しい状況が、数字で「見える化」

新たな集落対策への挑戦！！

厳しい生活環境にも関わらず、住民の意識や思いは、



・集落への「愛着」や「誇り」を感じている	93.0%
・今後も集落に住み続けたい	76.7%
・近隣の集落との連携で活性化に取り組みたい	94.2%
・ターンの移住者を受け入れたい	68.9%



地域への「誇り」と「愛着」を持って、集落どうし
で助け合いながら、引き続き住み続けたい。

地域の方々の思いを実現したい

中山間地域の集落が、互いに連携しながら、引き続き暮ら
していくことができる仕組みづくり。

(キーワード・・・絆、拠点、ネットワーク)



集落活動センター

3 集落活動センターの概要



集落活動センターとは、どんなもの？

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落や各団体・グループとの連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に、地域ぐるみで取り組む仕組み

平成24年度より取り組み開始

拠点を中心に、「集落(地域)の維持、再生」に向けた、地域の活性化や支え合いの体制づくりや仕組みづくりを行う

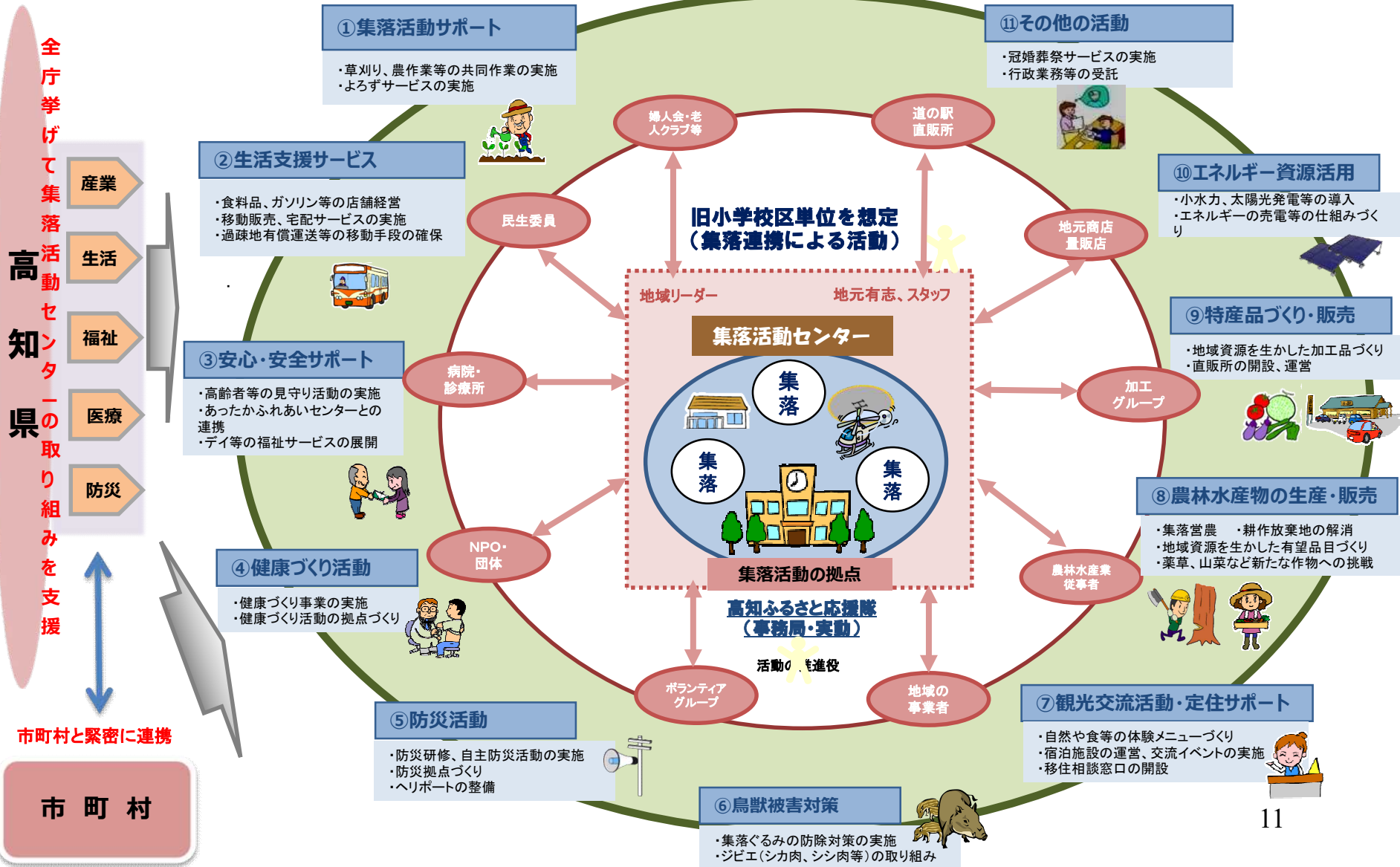
- ・単なる機能の集約化や施設整備といったハード中心の取り組みではない。
- ・拠点施設を核に、地域課題やニーズに応じ、産業づくりや福祉、生活サービス提供といった活動を展開する、ソフト的な仕組みづくり。

集活センター（愛称）・・・施設、組織体制、活動全般を示す

集落活動センターの拠点整備は、あくまでも「手段」。それぞれの地域で、集落を維持・再生するための仕組みを作りあげることが真の目的！¹⁰！

集落活動センターで何をするの？

集落活動センターによる集落維持・再生の仕組みづくり



集落活動センターの取り組みの特徴、ポイント

①拠点をつくる

- ・廃校や集会所などを活用し、住民同士の集いや活動、地域外との交流など、**様々な地域活動を実践する場**、交通の結節点や生活支援、防災、福祉活動などの**暮らしを支える機能を果たす場**。
⇒暮らしを守る心の拠り所、未来を拓く、活性化の拠点

②主役は、地域の住民の皆様

- ・行政主導ではなく、**住民が主体**となって、自らの思いや考えによって、取り組みを進める。
⇒行政はサポート役に徹し、放り任せでなく、しっかりと見守る

③活動は地域のオーダーメイド

- ・地域の抱える課題を解決したり、住民の思いや、やりたいことを実現するため、**住民からの発意、アイデア、提案による「オーダーメイド」**により、**自らの手で事業計画**を策定し、実践する。
⇒十人(センター)十色

④地域外の人材などを活用

- ・集落活動センターの推進役として、地域の活性化に向け、住民と一緒に活動する**人材を地域外から導入**する。(大学生やUIターンを含む)
⇒将来的には、集落活動センターや地域活動・産業活動の担い手としての定住を目指す

⑤近隣集落による連携

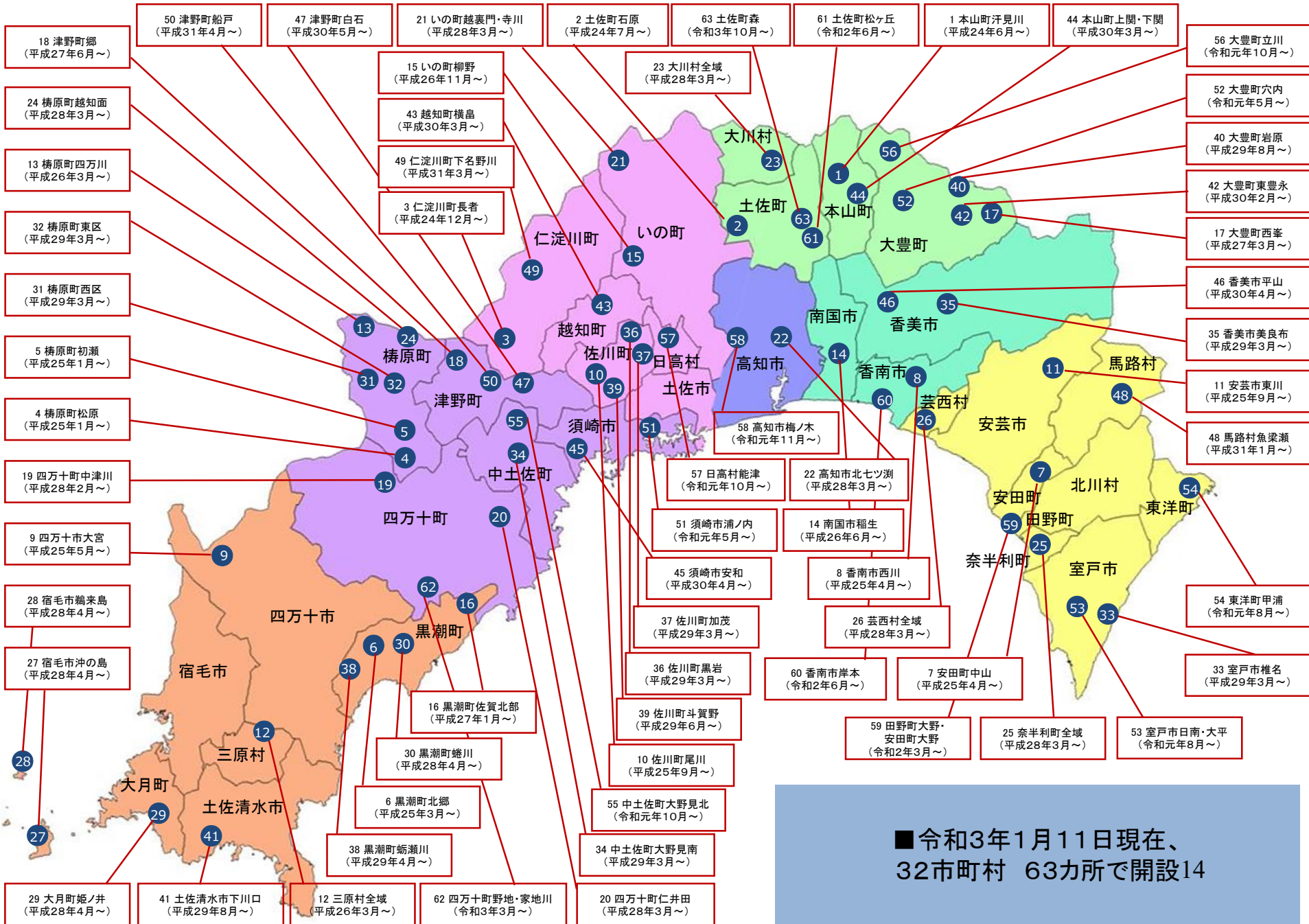
- ・集落単独では難しくなったコミュニティー活動や共同作業、支え合い活動などを、**近隣の集落が互いに助け合い、連携**しながら、地域ぐるみで取り組む。
⇒まともりは、絆が深い旧の小学校区単位や旧の町村単位を想定

集落活動センターの条件

○集落活動センターに関する県の支援制度を活用する場合の条件を、次のように規定

- ①集落活動センターの設置について、**住民の総意**（総会の同意、署名など）を得ていること
- ②集落活動センターを**運営する組織**が存在し、**組織に関する規約**が整備されていること
- ③集落活動センターに取り組むための**事業計画**が**策定**されていること
- ④集落活動センターとして、最低、**2つ以上の活動**を行うこと
- ⑤**活動拠点**が存在すること
- ⑥原則として、**複数の集落**により、センターの取り組みを進めること
- ⑦取り組みに関して、**市町村の協力**が得られること

集落活動センターの開設状況



■令和3年1月11日現在、
32市町村 63カ所で開設14

4 集落活動センターの取り組み内容



集落活動センターの取り組み事例

(1) 集落活動センター「汗見川」(本山町)

地域住民が主体となって、汗見川ふれあいの郷 清流館を拠点に、集落の連携による既存活動のブラッシュアップや新たな活動の実施をつうじて、次世代の人材を確保し、集落での活動をいつまでも続けられる魅力ある集落を目指す。【平成24年6月17日 開設】

目的

- 集落の維持
- 将来の担い手となる人材の確保、育成

集落活動センター「汗見川」

集落活動の拠点

「汗見川ふれあいの郷 清流館」



連携する6集落(104世帯:216人)

【立野・坂本・屋所・沢ヶ内・瓜生野・七戸】

3年後のイメージ

★農産物等の生産、販売

- ・薬草の栽培等

★鳥獣被害対策

- ・シカ肉の活用



★生活支援サービス

- ・買い物支援など高齢者を地域で支える仕組み



★安心・安全サポート

- ・見守り活動など高齢者を地域で支える仕組み



★特産品づくり・販売

- ・充実、強化を図った活動の実施
- ・新たな特産品づくり
- 山菜・シカ肉等の活用



シソジュース

★人口交流・体験

- ・充実、強化を図った活動の実施
- ・新たな交流イベントや体験メニューの実施 → 登山ツアー等



手打ちそば

★防災活動

- ・地域防災体制の充実
- ・ヘリポートの活用



森のおきやく



仕組みづくりの推進役
【本山町ふるさと応援隊】

本山町役場

支援

高知県庁
【支援チーム】

運営主体・体制

【運営主体】

汗見川活性化推進委員会

【運営体制】

- ・委員会の部会長、世話役
- ・本山町ふるさと応援隊(高知ふるさと応援隊)
- ※役場、地域支援企画員が共同でサポート

(2) 大宮集落活動センター「みやの里」(四万十市)

大宮地域住民が主体となって、集落及び団体同士の連携による新たな活動の実施を通じて、担い手を確保し、集落での活動がいつまでも続けられる魅力ある集落を目指す

目標：持続可能な集落づくり

大宮集落活動センター「みやの里」

★⑪ネットワーク拡大

- ・地域情報発信
- ・ふるさとインターンの実施
- ・大宮ファン、サポーターづくり

★⑩環境保全活動

- ・環境美化活動
- ・災害時緊急時の体制
- ・自然エネルギーの導入検討



集落活動の拠点
「(株)大宮産業」



★⑨特産品づくり・販売

- ・地域資源を活用した加工品等の特産品づくり
- ・米のブランド化、販路拡大
- ・ふるさと便の販売



★⑧農産物等の生産・販売

- ・野菜の庭先集荷、出荷、販売促進
- ・契約栽培の実施(学校給食等)
- ・遊休農地、間伐材の活用



連携する集落(3集落 135世帯:285人)
【大宮上、大宮中、大宮下】

運営：大宮地域振興協議会

★⑦交流・定住サポート

- ・交流イベントの実施
- ・体験メニューの実施
- ・住民憩いの場づくり(交流サロン)
- ・滞在、交流の受け入れ体制
- ・おためし滞在、移住交流の推進
- ・若者定住、移住相談、受入窓口
- ・空家調査
- ・婚活イベントの実施

仕組みづくりの推進役
【高知ふるさと応援隊】

★①集落活動サポート

- ・農地、山林、家屋等の共同管理
- ・草刈等の共同作業サポート
- ・葬祭事業

★②生活支援サービス

- ・食料品等の店舗の充実
- ・宅配サービス充実、移動販売の実施
- ・生活支援(買い物支援等)



★③安心・安全サポート

- ・見守りの充実
- ・小規模多機能施設の充実
- ・福祉サービスの充実

★④健康づくり

- ・健康づくりの講座やイベント



★⑤防災活動

- ・防災訓練、地域防災体制の充実・連携

★⑥鳥獣被害対策

- ・耕作放棄地解消、柵設置等

集落活動センターの活動内容

①特産品づくり・販売



地域資源を活かした加工品づくり

②観光交流活動



居酒屋の経営



イベントの実施

③店舗経営

店舗（集落コンビニ）の経営



④配食・配達



弁当作り・配食サービスの実施

配達サービスの実施

⑤農産物の集出荷の仕組み



住民の庭先まで集荷



コンテナに集約して直販所で販売



⑥集落活動サポート



共同作業の取り組み



得意分野や技術の活用

⑦鳥獣被害対策



⑧安心・安全（福祉）



集いの場づくり（サロンの開催）



見守り・安否確認

⑨生活支援サービス



病院・買い物などの移動手段の確保（過疎地有償運送制度等を活用）

⑩健康づくり活動



研修会の開催



食事会の実施

集落活動センターの運営体制について

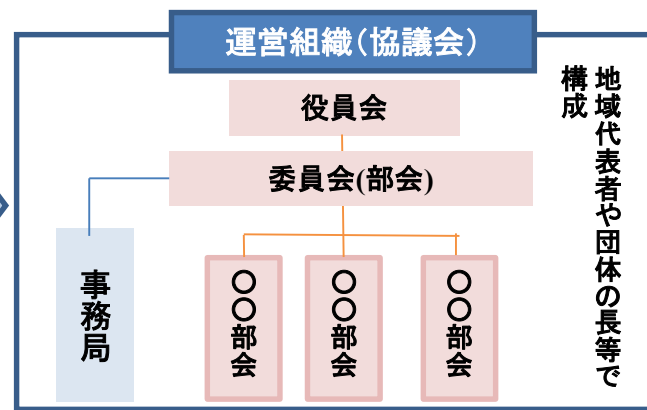
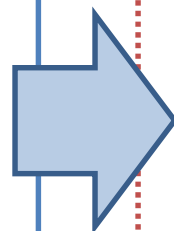
集落活動センターは、運営体制についても、オーダーメイド。
立ち上げ前に地域住民の協議により組織体制を決定する。(規約等を作成)

集落活動センターの運営形態は、2つに大別

① 一体型

集落活動センターの運営組織(協議会等)が、**直接、経済的な活動や、暮らしの支え合いの活動に携わっている**場合

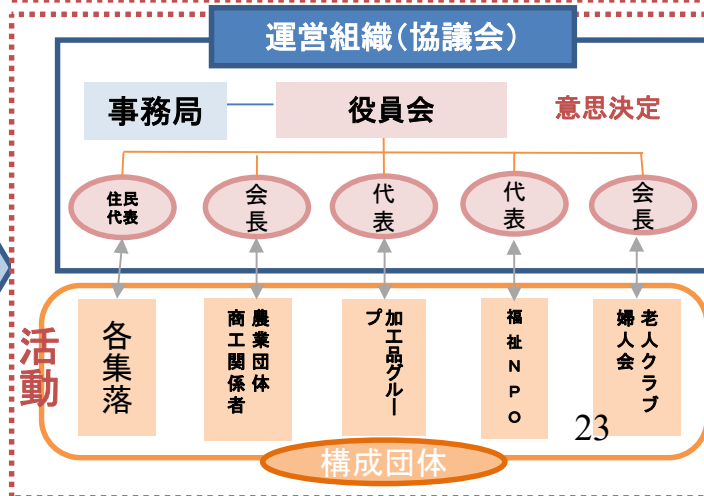
・地域代表者や団体の長等で構成される運営組織は、**運営に関する意思決定**を行うとともに、**部会等を編成し、直接、個別の活動を展開**



② 独立型

集落活動センターの運営組織(協議会等)が、**直接、経済的な活動や、暮らしの支え合いの活動に携わっていない**場合

・協議会は、構成団体で組織し、センターの運営に関する**意思決定**等を行う。
・協議会は、事務局的な機能を果たし、**個別の活動については、それぞれの構成団体が実施**



集落活動センターの運営方法

「経済的な活動」により、地域でお金が回る仕組みを確立。それをもとに、採算が難しい「支え合い活動」を展開。また、出資や会費制等の互助的な制度や、行政からの受託、補助等に運営資金を確保し、集落活動センター運営の安定化を図る。

集落活動センターの活動内容

経済的な活動（採算が可能な活動）

ベースとなっている活動

農林産物等の生産販売

特産品づくり・販売

交流活動(宿泊・体験)

店舗経営(店・レストラン等)

補完する活動

自然エネルギーの活用

県、市町村等からの業務受託

生活関連サービスの実施

介護・福祉サービスの展開

自主財源

支え合い活動(採算が難しい活動)

食糧・日用品の確保(移動・宅配)

地域内交通の運営

日常の支え合い・サロン活動

野生鳥獣被害への対策

防災活動

高齢者等の見守り活動

健康づくり活動

地域の課題に応じて取り組みを進める

他からの財源

出資金、会費、寄付金などの制度

行政等からの受託・補助の仕組み

集落活動センターの機能やサービスを維持していくための人件費や運営経費等を賄うための手法の確立

センター運営の安定化・持続可能

5 県のセンターに対する支援策



集落活動センターの取り組みに対する県の支援策

◇資金面の支援

<立ち上げ前>

●地域の元気づくり事業費補助金

地域づくりの話し合い、先進地視察、地域活動の計画策定、特産品づくり、伝統文化・祭り・地域行事等のイベントなど地域活動を幅広く支援

<立ち上げ後>

●集落活動センター推進事業費補助金

①整備事業

・施設整備等初期投資に係るハード・ソフト事業に対する支援

②人材導入活用事業

・センター立ち上げ準備や活動を行う者の人件費に対する支援

③継続・発展支援事業

・立ち上げ4年目以降、試作品にかかる成分分析等の検査、調査販売、視察、配食サービスの試行、イベント開催等にかかる経費などを助成

◇人的な支援

アドバイザーの派遣

- 集落活動センターの立ち上げや運営等について、総合的に助言を行う県のアドバイザー等を地域に派遣
(集落活動センター推進アドバイザー:中山間対策にかかる専門家を複数名を委嘱)

研修会等の開催

- センターに関係する地域住民や市町村職員、地域おこし協力隊などを対象にした勉強会、研修会や交流会等の開催

関連情報の提供

- 集落活動センターの普及、拡大に向けた総合的な情報の提供
・「集落活動センター支援ハンドブック」や、センターの取り組みを発信する「土佐巡里」などの作成

◇その他の支援

- 集落活動センター連絡協議会への支援
・協議会への運営サポート、リモート機器等の導入

地域支援企画員制度について

「地域の元気応援団長」として、平成15年度から支援活動を開始

ね
ら
い

地域に駐在し、市町村と連携しながら、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度としてスタート

H15 スタート(先遣隊配置)	7名 配置
H16 拡大(職員の本格配置)	50名 配置 (総括 7名 地域支援企画員 43名)
H17 再拡大(10名増員)	60名 配置 (総括 12名 地域支援企画員48名)
H21 強化(地域産業振興監配置)	61名 配置(地域産業振興監7名、統括12名、地域支援企画員42名)
H26 再強化(集落支援総括名配置)	65名 配置(地域産業振興監7名、統括12名 集落5名、地域支援企画員41名)
R3年 現在	64名 配置(地域産業振興監7名、統括11名 集落6名、地域支援企画員40名)

役
割

- ・住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス
- ・先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信
- ・地域におけるコーディネート(人と人をつなぐ)活動の展開

6 集落活動センターの成果と課題



集落活動センターの成果

地域から見た成果

- ◇拠点整備→地域活動を行うための場(場所、機会)を提供できた。
- ◇祭りやイベントなどの伝統的な活動を復活、再開するきっかけとなった。
- ◇地域同士が、互いに助け合い、学び合う連携、協働の契機となった。
⇒平成28年に集落活動センター推進協議会発足に繋がる
- ◇地域の課題やニーズに応じて暮らしを支える、地域独自の仕組みが構築できた。
⇒集落コンビニ、配食サービス、ガソリンスタンドやコインランドリー、葬祭事業等
- ◇大学や地域おこし協力隊など、外部人材との交流が促進された。

行政側の成果

- ・地域住民や市町村に対し、県の中山間対策の姿勢や熱意を明示できた。
- ・集落活動センターの運営組織を中心に、産業づくり、観光交流、福祉、生活支援など、県の施策を、具体的に展開できる受け皿ができた。
- ・センターの取り組みが、県内の市町村に広く波及するなど、施策を横展開できた。

※本年度、集落实態調査、「集落活動センター」に関する聞き取り調査を実施中。
(認知度、活動参加の度合、満足度、課題等の把握し、施策を強化)

集落活動センターの課題

◇集落活動センターの取り組みの持続、継続

○センターを円滑に運営するための資金の確保

- ・安定的な運営のための資金調達の仕組みの構築、市町村等からの強化

○センターの運営や活動に携わる人材の育成・確保

- ・後継者対策、地域外人材の導入促進、若者等の参画促進、活動への参画者の拡大

◇集落活動センターの取り組みの更なる拡大(数を増やす)

○市町村間の温度差、取り組みの格差の是正

- ・集落活動センターの取り組みが遅れている市町村への意欲喚起やサポート

○集落活動センターの活動に関する情報発信の強化

- ・SNSを通じた情報発信の強化、マスコミ等を活用した広報の充実

◇集落活動センターの連携・ネットワークの構築

○集落活動センター推進協議会の活動基盤の強化

- ・組織体制の強化、協働による活動の充実

(特産品づくり、旅行商品造成、農産物等の生産などを通じた連携や一体的な取り組み)

○集落活動センターと民間事業者や大学等との連携強化

- ・集落活動センターの取り組みへの巻き込み

◇行政機関の人材育成

○若年層の職員の育成

- ・中山間地域の実状や課題等に関する認識や知見の向上

ありがとうございました